

鹿児島市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「判断能力が不十分な認知症高齢者等」という。）の福祉の増進を目的に、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用促進を図るために行う鹿児島市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、判断能力が不十分な認知症高齢者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（本市以外の市区町村が措置権者若しくは生活保護の実施機関又は介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者を除く。）
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されていない者で、本市が措置権者若しくは生活保護の実施機関又は介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体となっているもの

(事業内容)

第3条 市長は、必要があると認める対象者に対し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「市長審判請求」という。）を行うものとする。

2 市長は、次に掲げる助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

- (1) 鹿児島市後見開始等審判費用助成金
- (2) 鹿児島市成年後見人等報酬助成金

(市長審判請求の要件判定)

第4条 市長は、市長審判請求を行うに当たっては、対象者に係る次に掲げる事項について総合的に考察し、その必要性を判断するものとする。

- (1) 事理を弁識する能力の状況
- (2) 生活状況及び健康状況
- (3) 配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性並びに当該配偶者等の民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「後見開始等の審判請求」という。）を行う意思の有無
- (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による認知症高齢者等に対する支援策の効果

の状況

2 前項の規定にかかわらず、対象者の3親等又は4親等の親族が後見開始等の審判請求を行うことが明らかであるときは、市長審判請求を行わないものとする。

(市長審判請求に要する費用の予納)

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、家庭裁判所に市長審判請求に係る審判費用（次条において「審判費用」という。）を予納するものとする。

(市長審判請求に要する費用の求償)

第6条 市長は、前条の規定に基づき予納した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく審判費用の負担に関する申立を、家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、前項の規定により求償権を得た場合は、その者に対して当該審判費用を求償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(請求の手續)

第7条 市長審判請求に係る申立書及び添付書類の様式、予納すべき費用の額その他の審判請求に係る手續に関する事項は、家庭裁判所の定めるところによる。

(後見開始等審判費用助成金の支給)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する対象者に係る後見開始等の審判請求を行った者（対象者本人、対象者の配偶者及び対象者の4親等以内の親族に限る。）に対し、鹿児島市後見開始等審判費用助成金（以下「審判費用助成金」という。）を支給する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 預貯金等の額が100万円以下の者

イ 世帯の収入額から後見開始等の審判請求に係る費用を支払った場合に、生活保護基準の最低生活費を下回る世帯に属する者

(審判費用助成金の対象等)

第9条 審判費用助成金の対象は、対象者の後見開始等の審判請求に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 収入印紙代

(2) 郵便切手代

(3) 診断書料

(4) 鑑定費用

2 審判費用助成金の額は、前項第1号から第3号までに規定する費用についてはその合計額と10,000円のいずれか少ない額を、第4号に規定する費用についてはその額と50,000円のいずれか少ない額を、それぞれ上限とする。

(審判費用助成金の申請)

第10条 審判費用助成金の支給を受けようとする者は、鹿児島市後見開始等審判費用助成金支給申請書(様式第1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 後見等開始の審判書謄本の写し
- (2) 確定証明書又は登記事項証明書の写し
- (3) 審判請求費用が分かる領収書等
- (4) 後見開始等の審判が確定した後に家庭裁判所に提出した財産目録、収支予定表等の写し
- (5) 預貯金通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(成年後見人等報酬助成金の支給)

第11条 市長は、家庭裁判所の審判により成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という)が選任された対象者(以下「被後見人等」という。)で、次の各号のいずれにも該当するもの又は特に必要であると認めたものに対し、鹿児島市成年後見人等報酬助成金(以下「報酬助成金」という。)を支給する。

- (1) 成年後見人等が民法第725条に規定する親族でない者
- (2) 他市区町村において、本要綱の制度と同様の制度が適用されていない者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 預貯金等の額が100万円以下で、かつ、世帯の収入額から成年後見人等の報酬を支払った場合に、生活保護基準の最低生活費を下回る世帯に属する者

2 市長は、前項に規定する対象者が死亡し、かつ、成年後見人等が当該対象者の相続人又は相続財産管理人から報酬を受領することができない場合は、当該成年後見人等に報酬助成金を支給することができる。

(報酬助成金の対象等)

第12条 報酬助成金の対象は、家事事件手続法第39条の規定に基づく同法別表第1の13の項、同表31の項及び同表50の項に規定する報酬の付与の審判(以下「報酬付与審判」という。)において決定された成年後見人等の報酬(報酬付与審判に係る審判書に記載された報酬の付与期間のうち、当該被後見人等が第2条に規定する対象者の要件を満たす期間の報酬に限る。)とする。

2 報酬助成金の額は、前項に規定する報酬の額と次の各号に掲げる額のいずれか少ない額を上限とする。

- (1) 被後見人等が在宅の場合 月額28,000円
- (2) 被後見人等が次のアからカまでに掲げるいずれかの施設に入所又は入院している場合
月額18,000円

ア 生活保護法に規定する保護施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び療養介護を行う病院その他厚生労働省令で定める施設

ウ 老人福祉法に規定する老人福祉施設（軽費老人ホームを除く。）

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び健康保険法（大正11年法律第70号）附則第130条の2に規定する介護療養型医療施設

オ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療提供施設（3か月を超えて入院した場合に限る。）

カ アからオまでに掲げる施設に類するものとして市長が認める施設

(3) 同一の月内に被後見人等が在宅の日と前号に規定する施設に入所又は入院している日が混在する場合 月額28,000円

（報酬助成金の申請）

第13条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、報酬付与審判により家庭裁判所が成年後見人等の報酬を決定した後に、鹿児島市成年後見人等報酬助成金支給申請書（様式第2）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与審判書謄本の写し
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 財産目録
- (4) 収支状況報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（助成金の支給の決定等）

第14条 市長は、第10条及び前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定したときは、その決定の内容を、審判費用助成金は鹿児島市後見開始等審判費用助成金支給（不支給）決定通知書（様式第3）により、報酬助成金は鹿児島市成年後見人等報酬助成金支給（不支給）決定通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の支給）

第15条 市長は、前条の規定により助成金の支給を行うことを決定したときは、当該助成金の支給対象者に対し、助成金を支給するものとする。

（決定の取消し）

第16条 市長は、助成金の支給決定後において、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が支給決定を取り消す必要があると認める相当の理由があるとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により助成金の支給の決定を取消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を支給しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の鹿児島市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づきなされた審判請求その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱に基づきなされた助成金の支給の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市成年後見制度利用支援事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。